

牛群検定成績の証明取扱要項

| | | | | | | |
|----|------|-----|---|------|----|---|
| 制定 | 昭50. | 2. | 1 | | | |
| 改正 | 昭51. | 4. | 1 | 昭52. | 4. | 1 |
| | 昭57. | 8. | 1 | 昭60. | 4. | 1 |
| | 平元. | 4. | 1 | 平 3. | 2. | 1 |
| | 平 6. | 4. | 1 | 平 9. | 4. | 1 |
| | 平14. | 4. | 1 | 平16. | 4. | 1 |
| | 平26. | 4. | 1 | 平31. | 4. | 1 |
| | 令元. | 10. | 1 | | | |

(趣 旨)

第1 牛群検定事業による雌牛の検定成績は、この要項によりホルスタイン種登録雌牛の検定成績証明を申し込む場合、本会の登録規程及び同補助規程によったものとみなす。

(条 件)

第2 この要項による検定成績は、次の各号の条件を満たすものとする。

(1) 検定法は次のものとする。

イ 立会検定

ロ 自動検定

(2) 分娩日からの検定成績で、第1立会日の記録を適用する日数が62日以内のものとする。

(3) 検定期間が10月のもの

希望により、検定成績証明にあつては1年又は366日以上 of 1乳期のものとする。

ただし、366日以上 of 1乳期は、同一乳期の10月又は1年の検定成績を証明したものに限る。

(4) 国の牛群検定事業による検定成績に含まれる推定回数が、2回を超えないものとする。

(搾乳回数)

第3 この要項による検定成績の搾乳回数の区分は、検定全期間を通じ立会時1日当たりの最多搾乳回数による。ただし、自動検定においては、搾乳回数は明記せず、自動検定による旨を明記する。

(申 込)

第4 この要項による申込みの種類は次のとおりとし、登録取扱手続の定める申込書を本会に提出する。

(1) 個体ごとの申込み

(2) 牛群ごとの申込み

(3) 検定成績証明書交付申込み

(同時検定)

第5 同一乳期中における検定期間を異にする検定を同時検定という。

(証明書の交付)

第6 この要項により申し込み、第2に掲げる条件を満たしたときは、検定成績証明書を交付する。ただし、牛群ごとの申し込みに対しては、牛群ごとの検定成績証明書を交付し、個体ごとの証明書を省略することができる。

2 前号で、牛群ごとの検定成績証明書を取得した後に、改めて個体ごとの証明書交付を希望するときは、検定成績証明書交付申込みにより、個体ごとの証明書を受けることができる。

(料 金)

第7 この要項による申込料金は、次のとおりとする。

(1) 検定成績証明

イ 個体ごとの申込み(1件につき)

(イ) 検定開始前又は検定中に申し込むもの 4,620円

(ロ) 検定終了後6月以内に申し込むもの 5,940円

ただし、366日以上1乳期にかかるものは、(イ)に定める額とする。

ロ 牛群ごとの申込み

(イ)の基本料金と(ロ)の検定成績1件当たりの料金に件数を乗じて得た額を合計して得た額とする。

(イ) 基本料金 11,000円

(ロ) 検定成績1件当たりの料金 1,100円

ハ 検定成績証明書交付申込 550円

(2) 同時検定の成績証明(検定期間1種類につき)

イ 個体ごとの申込み 4,620円

ロ 牛群ごとの申込み 1,100円

(施 行)

第8 この要項は、令和元年10月1日から施行する。

(附 則)

第9 この要項が施行される前に自動検定によって完成した検定成績については、第2項に定める条件を満たしているものに限り、この要項によって取り扱うものとする。